

## (1) 基本使用料(多目的ホール等)

(円)

施設名	使用区分	午前 (9時～12時) 1回の使用料	午後 (13時～17時) 1回の使用料	夜間 (18時～21時) 1回の使用料	全日 (9時～21時) 1回の使用料
	多目的ホール	平日	12,000	16,000	16,000
土曜日		14,000	19,000	19,000	47,000
日曜日 祝日					
多目的ホールのうちアリーナのみ	平日	3,900	5,200	5,200	13,000
	土曜日	4,600	6,200	6,200	15,400
	日曜日 祝日				
多目的ホールのうち舞台のみ	平日	2,700	3,600	3,600	9,000
	土曜日	3,200	4,300	4,300	10,700
	日曜日 祝日				
楽屋		650	850	850	2,150
音楽練習室		350	500	500	1,200

## (2) 基本使用料(市民ギャラリー等)

(円)

施設名	使用区分	午前 (9時～12時) 1回の使用料	午後 (13時～17時) 1回の使用料	夜間 (18時～22時) 1回の使用料	全日 (9時～22時) 1回の使用料
	市民ギャラリー	全面	2,000	2,700	3,600
半面		1,000	1,350	1,800	3,700
101研修室		650	850	1,100	2,350
301研修室		700	950	1,200	2,600
302研修室		450	600	800	1,650
303研修室		200	250	300	700
304研修室		1,300	1,800	2,400	4,900
創作室		550	750	1,000	2,050
和室		250	350	450	950
小ホール		2,500	3,400	4,400	9,300

## (3) 割増使用料

区 分		割増率(%)
市民又は市に所在する事業所及び当該事業所に勤務する者以外の使用の場合		100
入場料及びこれに類するものを徴収する場合	1,000円未満の場合	20
	1,000円以上2,000円未満の場合	30
	2,000円以上3,000円未満の場合	50
	3,000円以上4,000円未満の場合	70
	4,000円以上の場合	100

## 備考

- 1 使用時間を超過して使用した場合の使用料は、1時間(10分以上1時間未満は1時間とみなす。)につき、基本使用料及び割増使用料の合計額の50パーセントの額とする。
- 2 物品の販売その他の営利を目的とした行為を行う場合の使用料は、基本使用料に100パーセントを乗じて得た額を加算する。
- 3 市民ギャラリーの面積の2分の1を超えない場合の使用料は、基本使用料及び割増使用料の合計額の50パーセントの額とする。

附属設備等の使用料金

区 分	品 名	回数	単位	使用料	
舞台設備	音響反射板	1回	1式	2,000円	
	指揮者台	1回	1台	100円	
	指揮者用譜面台	1回	1台	100円	
	楽団員用譜面台	1回	1台	100円	
	演台（花台付）	1回	1式	500円	
	平台	1回	1枚	100円	
	箱足、高足、中足	1回	1個	50円	
	人形立て	1回	1本	50円	
	緋毛せん	1回	1枚	200円	
	長座布団	1回	1枚	100円	
照明設備	ボーダーライト	1回	1列	500円	
	フロントサイド	1回	1式	500円	
	シーリングライト	1回	1列	700円	
	サスペンションライト	1回	1列	700円	
	アッパーホリゾン	1回	1列	1,000円	
	ローアホリゾン	1回	1列	200円	
	センタースポット	1回	1台	200円	
	持込電源	1回		100円	
音響設備	拡声装置	プロセミアムスピーカー	1回	1式	1,000円
		ステージフロントスピーカー	1回	1式	1,000円
		ステージスピーカー	1回	1式	300円
		はね返りスピーカー	1回	1台	300円
		ソロスピーカー	1回	1台	300円
		MD/CDプレーヤー	1回	1台	500円
		デジタルマスターレコーダー	1回	1台	1,000円
		カセットレコーダー	1回	1台	500円
	マイク	コンデンサー	1回	1台	500円
		ダイナミック	1回	1台	500円
	3点吊りマイク装置（マイク別）	1回	1台	500円	
映写設備	ビデオプロジェクター	1回	1台	1,000円	
楽 器	ピアノ	1回	1台	3,000円	
	調律料			実費	

備考 回数欄の単位に1回とあるのは、基本使用料の午前、午後及び夜間のそれぞれの使用区分と同じ。